

プロポーザル説明書

1 業務の概要

(1) 業務名

令和8年度東広島市部活動地域展開モデル事業支援業務

(2) 業務の内容

別紙「仕様書」のとおり。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年2月26日まで

(4) 提案上限額

6,609,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) 全体スケジュール

公示日	令和8年4月20日（月）
参加表明書提出期限	令和8年4月30日（木）
質問書提出期限	令和8年5月8日（金）
提案書提出期限	令和8年5月28日（木）
ヒアリング、提案審査	令和8年6月4日（木）（予定）
審査結果通知	令和8年6月上旬（予定）

2 注意事項

(1) プロポーザル参加表明書（以下「参加表明書」という。）（様式1）

ア プロポーザル参加希望者は、公示で定めるプロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を添付しなければならない。

(ア) 会社概要書（様式2）

(イ) 市区町村税納税証明書（滞納のない証明書）（発行日が参加表明書の提出日から3か月以内のもの。）

(2) 提案書

提案書は、1者につき1提案とし、正本1部、副本6部を提出すること。

	記載項目	記載内容
—	表紙	・業務名等を記載すること。提案者名は正本（1部）のみに記載し、副本（6部）には記載しないこと。
1	業務体制	・組織体制、人員体制及び市との連絡体制等を記載すること。
2	業務実績	・令和6年4月1日以降の国、地方公共団体等に係る同等又は類似の業務の履行実績を記載すること。
3	工程表	・各業務の実施時期、具体的な工程計画を記載すること。
4	現状把握	・国の動向や今後の課題及び方向性について記載すること。 ・他自治体の先進事例についての現状や課題等について記載すること。
5	業務内容	・モデル事業における指導者の配置や労務環境の整備、活動

		<p>場所の確保策等について具体的に記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務時の安全確保策や緊急時の連絡体制、学校や保護者等の連携体制について具体的に記載すること。
6	提案の具体性	<ul style="list-style-type: none"> ・東広島市の地域資源等の特徴を踏まえ、本市において重視すべき視点や留意事項、持続可能な運営体制のイメージを記載すること。なお、事業終了後においても市内主体で継続的に運営可能な体制の確立を前提とすること。 ・地域展開を進めていく上でのアイデアや工夫点について具体的に記載すること。 ・各ステークホルダーの現状や課題、役割を踏まえ、今後取り組むべき方向性や留意点を具体的に記載すること。
7	調査分析	<ul style="list-style-type: none"> ・モデル事業におけるアンケート等の分析手法や、地域展開を見据えた財源確保策や費用負担の設計手法について具体的に記載すること。
8	見積額	<ul style="list-style-type: none"> ・見積金額の算出根拠及び妥当性・有効性等について記載すること。

※A4規格（縦）片面印刷、13枚以内（表紙含む）で作成すること。

※使用する文字の大きさは、いずれも10.5ポイント以上とすること。

※副本には提案者が特定できる記述（具体的な社名等）を記載しないこと。

(3) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(4) 参加者の負担

プロポーザル参加表明書等の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

(5) その他

ア プロポーザル参加表明書等に虚偽の記載をした場合には、提出されたプロポーザル参加表明書等を無効とするとともに、指名除外の措置を行うことがある。

イ 本プロポーザルに参加しようとする者は、審査結果の公表まで、本プロポーザルに関し、直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利になるように、委員等に対して働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合には、失格にするとともに、指名停止の措置を行うことがある。

ウ 提出された参加表明書及び提案書等は、返却しない。

エ 参加表明書及び提案書等は、本業務受託候補者の選考以外に無断で使用しないものとする。ただし、次の場合には、使用することがある。

(ア) 東広島市情報公開条例に基づき公開する場合

(イ) 最優秀提案者の提案書を公開する場合

(6) 提案書に関するヒアリング（プレゼンテーション）実施場所等

ア 実施日

令和8年6月4日（木）（予定）

イ 実施場所

別途通知する。

ウ 時間

1 提案につき25分以内（提案書説明15分以内、質疑応答10分以内）とする。ただし、提案者の数によって、これより短くなる場合がある。

エ 出席者

出席人数は3名以内とすること。

オ 留意事項

パソコン・液晶プロジェクター等を使用する場合は、指導課に事前に連絡の上相談すること。

3 審査

ア 審査方法

審査・評価は、公正かつ客観的に行うため、東広島市部活動地域展開モデル事業支援業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、提案書の内容及びヒアリング（プレゼンテーション）を基に行う。

なお、プレゼンテーション及びヒアリングは事前に提出された提案書に基づき行うこととし、当日の追加資料の配布など、事前に提出された提案書以外の資料を使用しての説明は不可とする。ただし、質疑応答の中で必要であり、選定委員会が許可した補足資料については可とする。

イ 評価基準

別紙「評価基準」のとおり。

ウ 審査結果の公表

契約の締結後、速やかに参加者数、最高得点者の商号又は名称、評価値等について、本市ホームページにおいて公表する。

4 契約事項

(1) 契約事項に関する規則

本業務の履行に当たっては、関係法令、東広島市契約規則等の諸規程、東広島市業務委託契約約款等の規定を遵守しなければならない。

契約書は、東広島市の業務委託契約書・業務委託約款を準用する。これらは、東広島市のホームページで閲覧することができる。

(2) 契約保証金

公告に定めるとおり。

5 問い合わせ先

〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号

東広島市教育委員会学校教育部指導課（東広島市役所本庁舎北館3階）

電話（082）420-0976、ファクシミリ（082）423-7551

メールアドレス hgh200976@city.higashihiroshima.lg.jp